

小平市障がい者虐待防止マニュアル

本マニュアルは、市職員の障がい者虐待の防止や虐待通報等を受けた際の対応等を示すマニュアルであるとともに、市民の皆さまや障害福祉サービスの提供者等にも、障がい者虐待の防止についてご理解いただけるように作成しました。

虐待を受けていると思われる障がい者を発見した方には、市へ通報義務があります。小平市における相談・通報窓口はこちらです。

小平市健康福祉部障がい者支援課サービス支援担当（虐待防止センター）

電 話 042-346-9542

（注）休日・夜間は小平市役所（代表）電話042-341-1211

FAX 042-346-9541

メール syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

住 所 小平市小川町2-1 333 (健康福祉事務センター内)

令和8年2月

小平市

はじめに

障がい者への虐待は、本人の生命や身体に重大な危険が生じるほか、本人の心や生活に深い傷を残してしまう、とても重大な問題です。こうしたつらい思いをする障がい者を一人でも減らし、地域で安心して暮らせるようにするため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。この法律では、障がい者の権利を守ることに加えて、虐待の背景にある負担や困りごとにも目を向け、養護者を支えることも重要だとしています。また、障害福祉サービスの設置者の責務として、従事者への虐待防止研修の実施や、苦情解決体制の整備など、虐待防止の取り組みを行うことが定められています。

市ではこれまで、国が示している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（国の手引き）に沿って、通報の受付や事実確認、必要な支援などの対応を行うとともに、障害福祉サービスの提供者を対象とした虐待防止研修を実施してきました。また、通報を受けた際に市職員がスムーズに動けるよう、「通報受付のポイント」や「対応の流れ（フロー図）」を整備し、対応体制の充実を図ってきました。

上記のように、虐待を防いでいくためには行政が重要な役割を担っておりますが、一方で市民の皆さま、支援者、障害福祉サービスの提供者、使用者（雇用者）にも、虐待について正しく知っていただくことが大切です。そこで市職員の虐待防止及び虐待が疑われる際の対応方法に加え、幅広い方々にも活用していただけるよう、市独自の障がい者虐待防止マニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、

- ・虐待とはどのようなことか
- ・どんな行為が虐待にあたるのか
- ・通報とは何か、どんなときに連絡すればよいのか
- ・通報を受けた市はどのように動くのか

といった基本的な考え方を分かりやすくまとめています。

障がい者が安心して暮らせる地域をつくるためには、行政の対応に加え、地域の多くの方の理解と協力が必要です。このマニュアルが、虐待の早期発見や防止につながり、誰もが尊重され、安心して暮らせるまちづくりの一助となることを願っています。

目 次

1	障がい者虐待について	1
(1)	対象となる障がい者について	1
(2)	障がい者虐待の種類	1
(3)	障がい者虐待の5つの区分	1
2	早期発見に向けて	3
3	虐待の通報	5
(1)	通報の義務	5
(2)	受付の際に確認すること	6
4	【養護者による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順	7
(1)	通報等の受付	8
(2)	コアメンバー会議	8
(3)	事実確認、訪問調査（安否確認）	8
(4)	コアメンバー会議の開催	9
(5)	立入調査（市の権限行使）	9
(6)	ケース会議の開催	10
(7)	障がい者の保護（やむを得ない事由による措置（市の権限行使））	10
(8)	障がい者への支援	11
(9)	養護者への支援	11
(10)	成年後見制度利用開始の審判請求	11
(11)	モニタリング・評価	11
(12)	虐待対応の終結・通常支援への移行（コアメンバーによる判断）	11
5	【障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順	12
(1)	通報等の受付	13
(2)	コアメンバー会議（対応方針の協議）	14
(3)	事実確認、訪問調査（安否確認）	14
(4)	ケース会議の開催	15
(5)	業務改善計画書の提出（虐待認定を行った場合）	16
(6)	障害者施設従事者等による障害者虐待の終結（虐待認定を行った場合）	16

6	【使用者による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順	17
(1)	通報等の受付	18
(2)	コアメンバー会議（対応方針の協議）	18
(3)	事実確認、訪問調査	19
(4)	ケース会議の開催	19
(5)	都道府県への通知	19
(6)	都道府県から都道府県労働局への報告	19
7	よくある質問	20
8	参考資料	23
	・ 養護者による障がい者虐待類型（例）	24
	・ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待類型（例）	26
	・ 使用者による障がい者虐待類型（例）	30
	・ 相談・通報・届出受付票（養護者による障害者虐待）	34
	・ 相談・通報・届出受付票（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）	35
	・ 労働相談票（使用者による障害者虐待）	37
	・ 業務改善計画自己評価チェックリスト（例）	39

1 障がい者虐待について

(1) 対象となる障がい者について

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象としています。

- ・ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。
- ・ 障がい者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 障がい者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待の種類として以下の3つを定めています。

① 養護者による障害者虐待

障がい者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等による虐待です。

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する職員による虐待です。

③ 使用者による障害者虐待

障がい者を雇用する事業主などによる虐待です。

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。

(3) 障がい者虐待の5つの区分

障がい者に対する虐待はその内容から、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つに区分されます。

<障がい者虐待の区分と具体的な例（主なもの）> ※国の手引きより引用。

区分	具体的な例（主なもの）
①身体的虐待	平手打ちする。つねる。殴る。ける。やけどをさせる。本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。正当な理由のない身体拘束（車いすやベッドなどに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。）をする。など
②性的虐待	キス、性器等への接触、性交。性的行為を強要する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。わいせつな映像や写真を見せる。更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
③心理的虐待	怒鳴る。罵る。日常的にからかったり、「バカ」、「アホ」、「死ね」など侮辱的な発言をする。無視する。障がい者の大切にしているものを乱暴に扱う。「これができたら外出させてあげる」など交換条件を提示する。本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言・態度。など
④放棄・放置	入浴しておらず異臭がする排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。学校に行かせない。必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など
⑤経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。年金や賃金を管理して渡さない。年金や預貯金を無断で使用する。金銭・財産等の着服・窃盗等（障がい者のお金を盗む、無断で使用する、おつりを渡さない。）。立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。など

※巻末に参考資料あり

2 早期発見に向けて

虐待を早期発見するためには、障がい者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが大切です。

虐待が疑われるサインが見られる場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに障がい者支援課（虐待防止センター）に通報、相談などの連絡をすることが必要です。

通報等を受理したときは、速やかに対応方針や緊急性の判断、事実確認などの対応を行う必要があります。なお、通報等を受理した場合、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされています。

虐待のサインの例は以下のとおりです。※国の手引きより引用。

〈身体的虐待のサインの例〉

- ・身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ・太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ・回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ・頭、顔、頭皮などに傷がある
- ・お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ・傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ・手をあげると、頭をかばうような恰好をする
- ・おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ・自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ・医師や保健、福祉の担当者に相談することを躊躇する
- ・医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

〈性的虐待のサインの例〉

- ・不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ・肛門や性器から出血、傷がみられる
- ・性器の痛み、かゆみを訴える
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・周囲の人の体をさわるようになる
- ・卑猥な言葉を発するようになる
- ・ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ・医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ・眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ・性器を自分でよくいじるようになる

〈心理的虐待のサインの例〉

- ・かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ・不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ・身体を委縮させる
- ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ・食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ・自傷行為がみられる
- ・無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ・体重が不自然に増えたり、減ったりする

〈放棄・放任（ネグレクト）のサインの例〉

- ・身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍（かいよう）
- ・部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ・体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ・過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ・病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ・学校や職場に出てこない
- ・支援者に会いたがらない、話したがらない

〈経済的虐待のサインの例〉

- ・働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ・日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ・年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ・サービスの使用料や生活費の支払いができない
- ・資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ・親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

【セルフネグレクト（自己による放任）について】

NPO 法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いため、関係機関と連携して対応する必要があります。

〈セルフネグレクト（自己による放任）のサインの例〉

- ・ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
 - ・ 昼間でも雨戸が閉まっている
 - ・ 窓ガラスが割れたまま放置されている
 - ・ 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
 - ・ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
 - ・ 郵便物がたまったまま放置されている
 - ・ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり、あきらめの態度がみられる
- ※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

3 虐待の通報

(1) 通報の義務

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければならないとされています。

この通報については、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は除外され、障害者福祉施設従事者等の労働者は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています。

また、通報者のプライバシー保護として、通報や届出を受けた市町村の職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています。

虐待を受けていると思われる障がい者を発見した方には、市へ通報義務があります。小平市における相談・通報窓口はこちらです。

小平市健康福祉部障がい者支援課サービス支援担当（虐待防止センター） 電 話 042-346-9542 （注）休日・夜間は小平市役所（代表）電話042-341-1211 FAX 042-346-9541 メール syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp 住 所 小平市小川町2-1333（健康福祉事務センター内）

(2) 受付の際に確認すること

障がい者への虐待に関するご連絡をいただいた場合、市では次のような点をお伺いしています。わかる範囲でお話しいただければ大丈夫です。通報はFAX、メールでも可能です。

- ① 虐待されている方（被虐待者）について
 - ・お名前、年齢、性別（わかる範囲で）
 - ・障がいの状況
 - ・生活している場所（ご自宅、施設など）
 - ・日頃の生活の様子

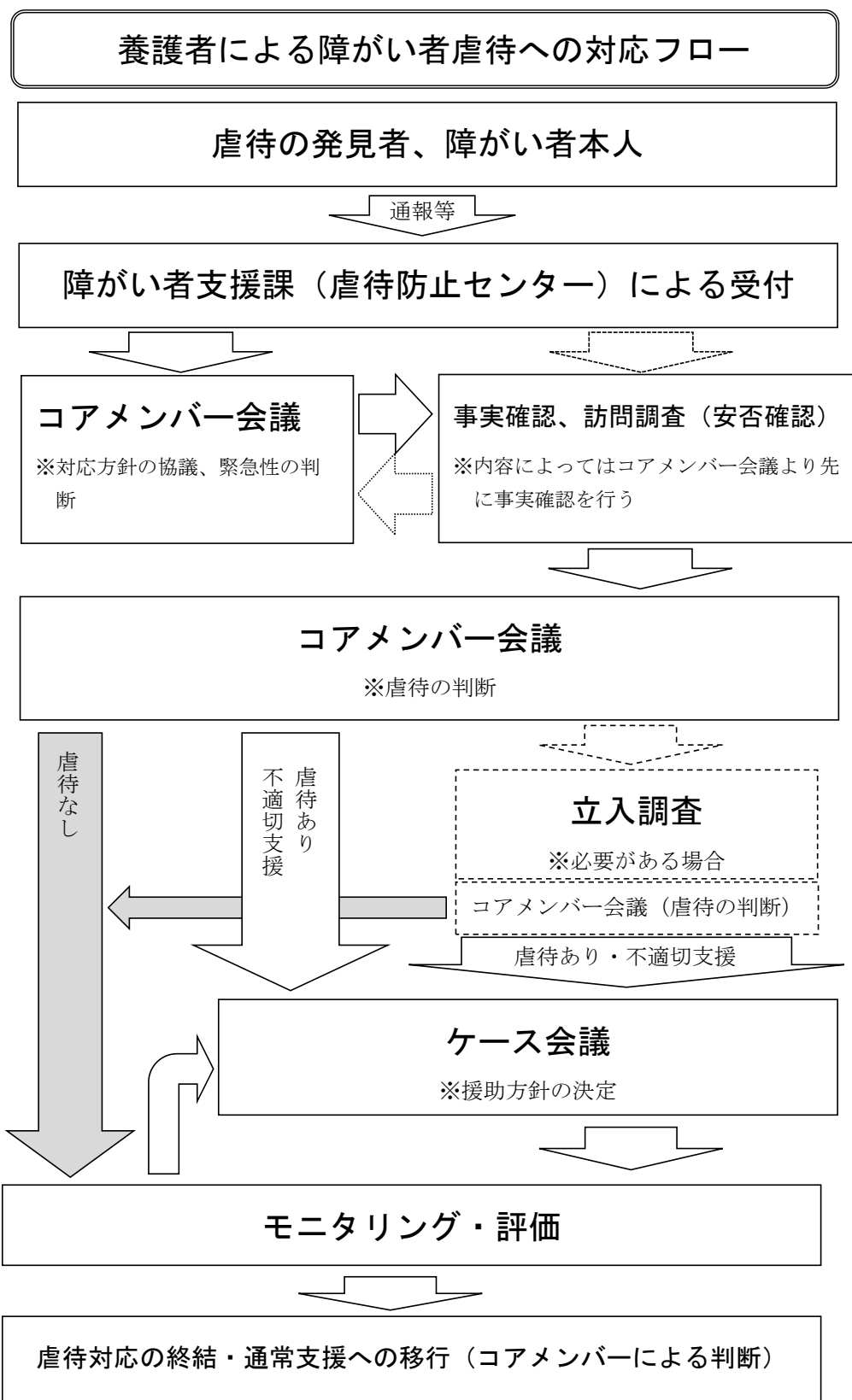
- ② 虐待の状況について
 - ・どのようなことが起きていると感じたか
（例：叩かれている、怒鳴られている、放っておかれている など）
 - ・いつ頃、どこで起きたか
 - ・どのくらいの頻度で起きているか
 - ・虐待をしていると思われる方について
 - ・写真やビデオなど、参考となるものがあるか（なくても問題ありません）
 - ・他にも虐待に気づいている方がいるか
 - ・過去にも似た状況があったか

- ③ 現在の状況
 - ・怪我や体調の変化があるか
 - ・今、安全に過ごせているか
 - ・今後、危険が続く心配があるか

- ④ 通報、相談をされた方について
 - ・お名前（市からお名前を外部に伝えることはありません。また、匿名をご希望の場合はその旨をお知らせください。）
 - ・ご連絡先（市からご連絡が可能な場合）
 - ・ご本人との関係（ご家族、近所の方、支援者など）
 - ・虐待に気づかれたきっかけ

障害者虐待防止法では、市町村に、受け付けた相談や通報について守秘義務が課されています。

4 【養護者による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順



障がい者虐待の通報・届出があった場合、以下のとおり対応します。

(1) 通報等の受付

通報等を受けた職員は、6 ページに記載している「受付の際に確認すること」を聞き取ります。通報者等が来所した場合は、原則、複数の職員で対応します。通報等が匿名によるものであっても、きちんと内容を聞く必要があります。通報者の秘密は守られることを説明し、安心して話してもらえるように伝えます。

また、事実確認をしていない受付の段階では、虐待の判断は行いません。虐待の判断は事実確認後のコアメンバー会議で行います。

通報等の受付後、聞き取った内容に基づき「通報・相談・届出受付票」を作成します。

通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられますが、養護者虐待に係る対応状況等の説明については、個人や家庭に関わる内容であることから、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、適切に対応している旨を伝えて理解を求めます。

(2) コアメンバー会議

受付票の作成後（場合によっては受付票の作成に先立ち）、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、内容の共有、事実確認方法の決定、緊急性の判断を行います。必要最小限のメンバーで市としての方針を決定する会議です。

【出席者】
障がい者支援課職員（課長、担当係長、担当者等）

(3) 事実確認、訪問調査（安否確認）

コアメンバー会議で虐待の疑いがあると判断した場合は、コアメンバー会議で決定した事実確認方法と役割分担に沿って、関係機関からの情報収集と障がい者および養護者への聞き取り調査を行い、訪問調査をする場合は複数の職員で実施します。調査実施後に、確認した事項等を記録します。

また、通報等の内容により、障がい者の状況を先に確認する必要がある場合は、コアメンバー会議に先立って確認に向かいます。

必要に応じて、東京都に相談、報告を行います。

【関係機関からの情報収集時の留意事項】

- ・民生委員・児童委員や近隣住民から聞き取りを行う場合は、市は障がい者や養護者を支援する立場であることを伝え、障がい者や養護者、家族のプライバシーが守られるよう注意します。
- ・関係機関等に情報収集した際には、障がい者、養護者、その家族等に、情報収集した内容や情報収集を行った理由が伝わらないように、関係機関等に守秘義務について説明し、理解を求めます。

【障がい者および養護者への訪問調査時の留意事項】

- ・訪問による面接調査は、養護者・家族等や障がい者本人にとって抵抗感が大きい場合、調査を拒否するケースも考えられます。このようなときは障がい者や養護者・家族等と関わりのある機関等の協力を得ながら情報収集するなど円滑な調査に努めます。
- ・障がい者と養護者への面接担当者は分けて、別々の場所で面談を行うように努めます。

(4) コアメンバー会議の開催

障がい者の安否確認および虐待の実態把握後、コアメンバー会議を開催し、虐待の判断、緊急性の判断、支援方針の決定を行います。

(5) 立入調査（市の権限行使）

養護者に介入を拒否される場合で、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあったり、事件性が危惧される場合は、警察署長に援助を要請し、警察官の協力による立入調査を実施します。

立入調査後、コアメンバー会議を行い虐待の判断と緊急性の判断を行います。

① 立入調査の目的の説明

立入調査は、法律に基づき行うもので、調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて、養護者等の協力を得られるように誠意をもって説明します。

② 障がい者の生命や身体的安全確認と、分離保護の必要性の判断

第一に障がい者の生命や身体的安全確認を行い、次に虐待が疑われる事実の確認を行います。

緊急保護が必要と判断した場合には、緊急入院や自立支援サービスの利用、緊急一時保護の活用、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」の適用をして、障がい者を養護者と分離し保護します。

(6) ケース会議の開催

コアメンバー会議の結果、虐待事案と判断した場合や、虐待事案ではないものの関係者で共有する必要がある場合などは、ケース会議を開催し援助方針を決定します。

【主な協議内容】

- ・ 分離保護の必要性の判断
- ・ 緊急一時保護の活用、やむを得ない事由による措置の判断 など

【出席者（事案に応じて招集）】

- ・ コアメンバー
障がい者支援課職員（課長、担当係長、担当者等）
- ・ 事案対応メンバー
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関、市関係課等
- ・ 専門家チーム
弁護士、警察、医療機関等

(7) 障がい者の保護（やむを得ない事由による措置（市の権限行使））

身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」の要否の判断は市の強制力の行使にあたることから、その要否については、課長の出席するケース会議で判断します。

【実施した後の支援】

やむを得ない事由による措置は、あくまでも障がい者の生命や身体の安全または財産を確保するための一時的なものであり、障がい者および養護者に対して、措置を実施した後の支援が必要です。

障がい者に対しては、やむを得ない事由による措置を適用している間の精神的なケアが必要であり、さらに養護者が障がい者を強引に連れ戻したりすることも考えられるため、養護者からの保護についての検討支援が必要となります。また、養護者についても精神的な支援を行います。

【解除の判断】

課長の出席するケース会議でやむを得ない事由が解消したと判断された時点で、やむを得ない事由による措置は解除し、契約による自立支援サービスに切り替え等の支援を行います。

(8) 障がい者への支援

ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合において、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者の状況に関して確認し適切な支援を検討します。

(9) 養護者への支援

障がい者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

(10) 成年後見制度利用開始の審判請求

虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

(11) モニタリング・評価

緊急的または集中的な対応が一段落した場合でも、その後に再度状況が悪化する恐れがあります。このため、ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

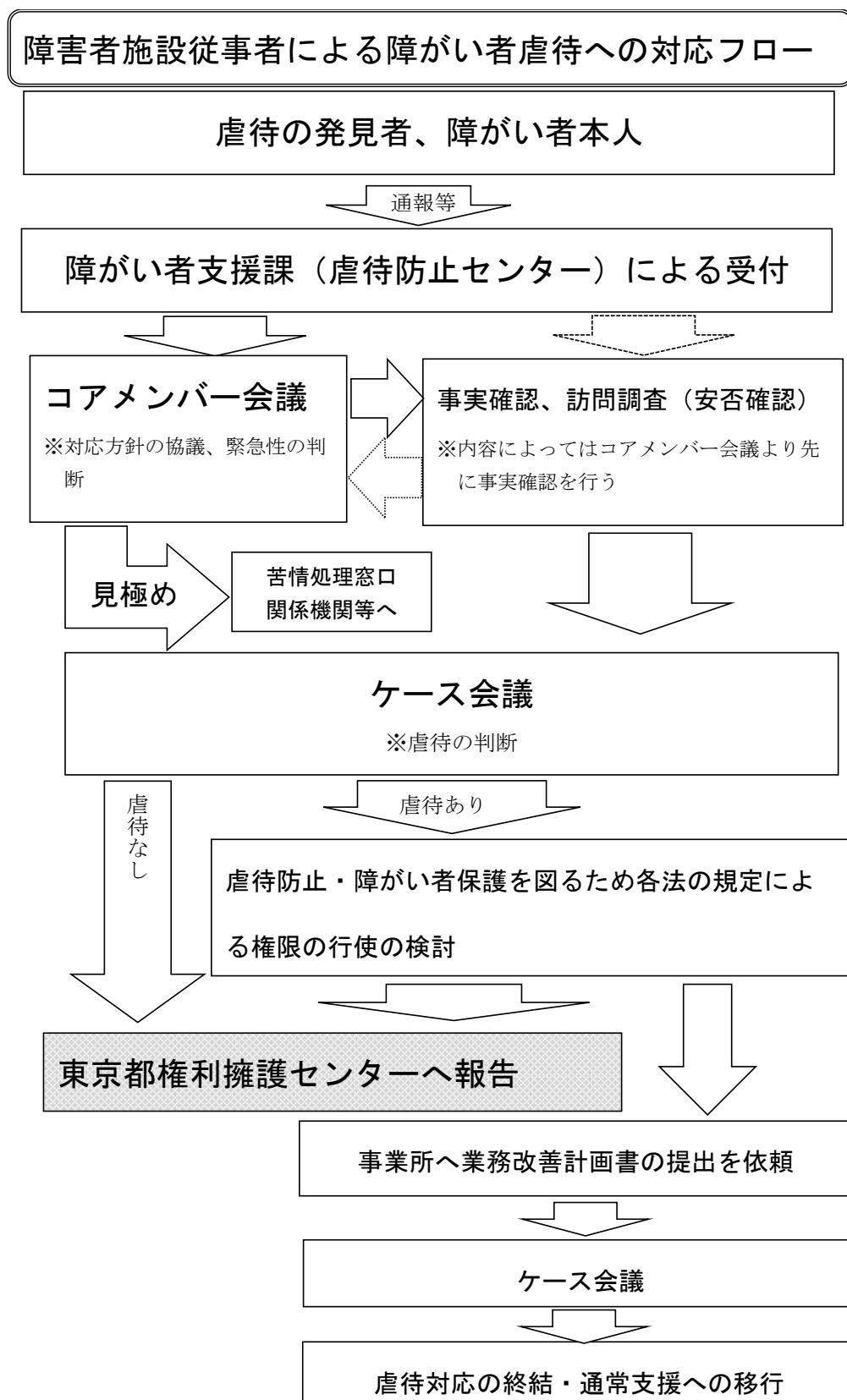
(12) 虐待対応の終結・通常支援への移行（コアメンバーによる判断）

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。

虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理し、課長が出席するコアメンバー会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

5 【障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順



(1) 通報等の受付

通報等を受けた職員は、6 ページに記載している「受付の際に確認すること」を聞き取ります。通報者等が来所した場合は、原則、複数の職員で対応します。通報等が匿名によるものであっても、きちんと内容を聞く必要があります。通報者の秘密は守られることを説明し、安心して話してもらえるように伝えます。

また、事実確認をしていない受付の段階では、虐待の判断は行いません。虐待の判断は事実確認後のケース会議で行います。

通報等の受付後、聞き取った内容に基づき「通報・相談・届出受付票」を作成します。

通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられますが、基本的に、通報者に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報・法人情報、守秘義務の取り扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で説明します。

小平市を所在地とする施設を他市町村の支給決定を受けて利用している者について通報があった場合、通報者への聞き取りなどの初期対応を行い、速やかに支給決定を行っている市町村へ引き継ぎます。

※支給決定対象者が複数市に渡る場合は、東京都にも連絡し連携します。

【通報受理時の留意事項】

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったりすることなども考えられます。通報等を受けた職員はそれが障害者施設従事者等による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認にあたって、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要となります。

(2) コアメンバー会議（対応方針の協議）

受付票の作成後（場合によっては受付票の作成に先立ち）、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、内容の共有、事実確認方法の決定、緊急性の判断を行います。

【留意事項】

通報等の内容を詳細に検討し、事実確認のための調査をどの範囲まで行うか、慎重に検討します。

虐待を行ったと疑われる施設従事者が特定されている場合であっても、その者だけではなく、管理職や責任者、その他の職員等、事業所全体の状況をつかむことができるよう、検討します。さらに、虐待者のみならず、サービスを利用している他の利用者への聞き取り調査を行うことで、より事実に近い証言を取り入れることができる可能性があります。

コアメンバー会議において、通報等の内容がサービス内容に対する苦情等であり、他の相談窓口での対応が適切であると判断した場合には、適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(3) 事実確認、訪問調査（安否確認）

コアメンバー会議で決定した事実確認方法と役割分担にそって、原則、複数の職員により、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。

また、通報等の内容により、障がい者の状況を先に確認する必要がある場合は、コアメンバー会議に先立って確認に向かいます。

必要に応じて、東京都に相談、報告を行います。

【留意事項】

記録用にICレコーダー等を携行し、会話の録音について、必要性を説明した上で同意を求めます。

医学的判断が必要な可能性がある場合は、医療職も同席します。

調査対象者へ訪問の目的・市職員の守秘義務・障がい者の権利などを丁寧に説明します。

日々の記録や勤務表などの関係資料を丁寧に確認します。

聞き取り調査は個室で個別に行い、安心して話せる環境を整えます。

元職員も含め、必要な範囲で幅広く情報を収集します。

障がい者や調査対象者の権利・プライバシーに最大限配慮し、個人情報情報は法令に基づき取り扱います。

(4) ケース会議の開催

障がい者の安否確認および虐待の実態把握後、速やかにケース会議を開催し、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、「業務改善計画書」についても検討し（業務改善計画書はあくまでも施設側が主体的に作成するものであるため、行政側は改善すべきポイントのみを伝えることが望ましい）、障がい者本人や障害福祉サービス事業所等への今後の対応方針を協議します。また、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」により東京都へ報告を行います。

【東京都への報告】

市は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を東京都に報告することとされています。

【障害者施設従事者等による障害者虐待の状況の公表】

都道府県知事は、毎年度、障害者施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。

○都道府県知事が公表する項目

- ・虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ・虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

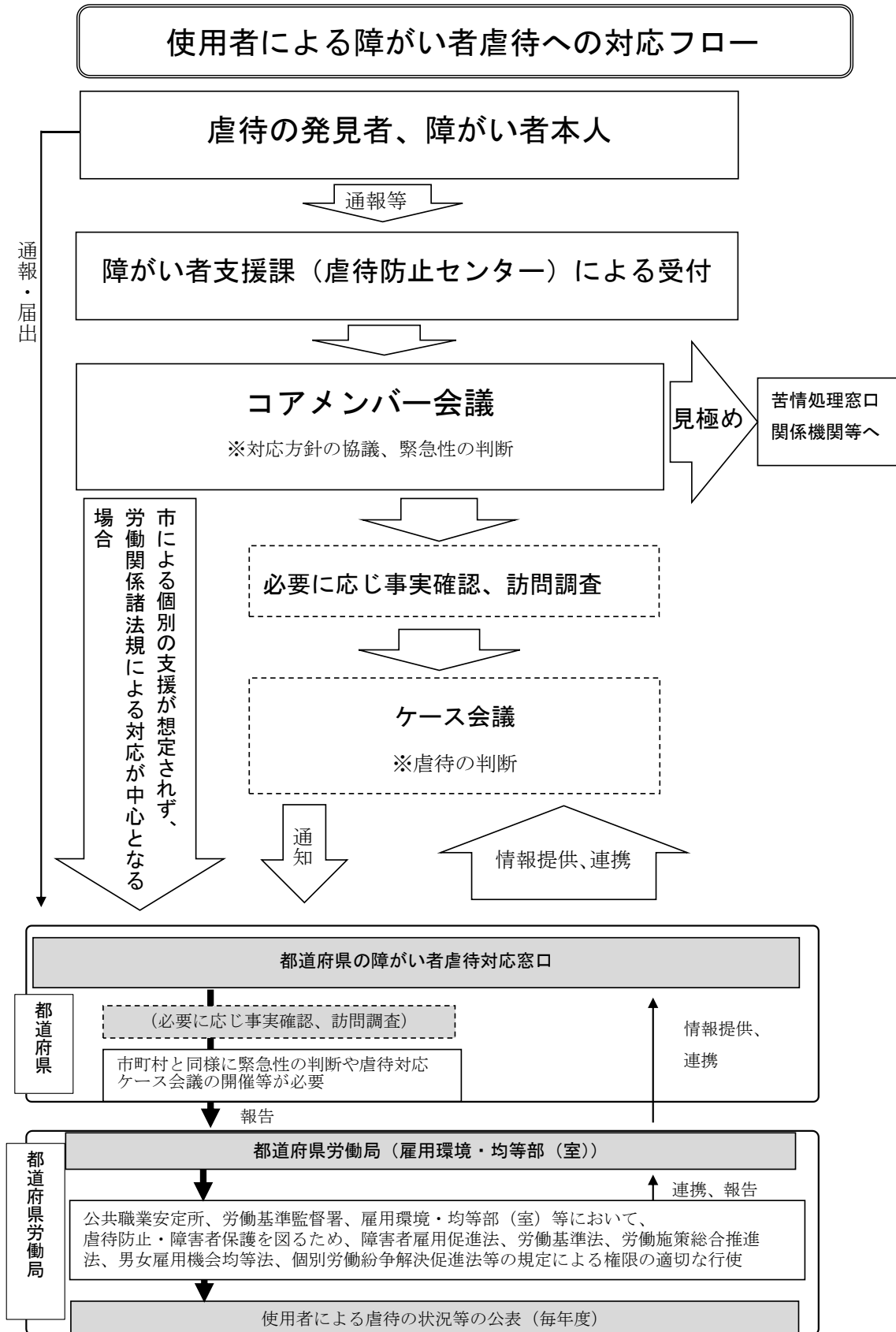
(5) 業務改善計画書の提出（虐待認定を行った場合）

施設従事者による障がい者への虐待認定を行った場合、業務改善計画書の提出を求めます。また、業務改善計画書に記載された項目が達成されたかどうかを確認するため、「業務改善計画自己評価チェックリスト」の提出を求めます。

(6) 障害者施設従事者等による障がい者虐待の終結（虐待認定を行った場合）

「業務改善計画自己評価チェックリスト」が提出された後、ケース会議を開催し、施設から提出された「業務改善計画自己評価チェックリスト」に対する評価の検討を行います。業務改善計画書に記載されている全ての項目において「対応済み」と評価された場合に虐待通報に対する対応は終結するものとします。

6 【使用者による障がい者虐待】障がい者虐待事案への対応手順



(1) 通報等の受付

使用者による障がい者虐待の通報等は、市または都道府県に行うこととされています。

なお、就労継続支援 A 型事業所のように、利用者と事業所が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者による虐待と、使用者による虐待の両方にあてはまることがあります。

そのようなケースでは、市・都道府県・都道府県労働局が、それぞれの役割に応じて連携しながら対応を進めます。

【通報受理時の留意事項】

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障がい者虐待ではなく、労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。

(2) コアメンバー会議（対応方針の協議）

通報等を受けて、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、内容の共有、事実確認方法の決定、緊急性の判断を行います。必要最小限のメンバーで市としての方針を決定する会議です。

コアメンバー会議の結果、生活支援や福祉サービスの提供など市による個別の支援が想定されず、労働基準法などの労働関係諸法規による対応が中心になると判断された場合には、ケース会議を開催せずに、速やかに都道府県を經由して都道府県労働局に報告することもあり得ます。

(3) 事実確認、訪問調査

通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。市・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市は事業所所在地の都道府県を經由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討します。

【留意事項】

訪問調査を行う場合は複数の職員で訪問し、医学的判断が必要な可能性がある場合は、医療職も同席します。

調査対象者へ訪問の目的・市職員の職務や守秘義務・障がい者の権利などを丁寧に説明します。

(4) ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市の場合は都道府県を經由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

(5) 都道府県への通知

市は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています。

(6) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告します。

7 よくある質問

障がい者虐待に関してよくある質問をまとめました。

〈市職員用〉

Q 1 通報等の受付は、障がい者支援課サービス支援担当の地区担当の職員が行うのですか。

A 1 通報等の電話は、障がい者支援課サービス支援担当に入ります。基本的には、初めに電話を受けたサービス支援担当の職員が、地区担当に関わらず通報等の受付を行います。事業推進担当など、サービス支援担当以外の職員が通報等の電話を受けた際は、サービス支援担当の職員へ速やかにつないでください。

Q 2 通報等の内容が、病院の医師や学校の教師による虐待など、障がい者虐待の3つの種類（養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待）に当たらない場合、その時点で適切な窓口以案内していいですか。

A 2 他の関係機関の窓口への案内については、通報等を受け付けた後のコアメンバー会議で判断します。通報等の受付の段階では、他の窓口を案内せずに、通報等の内容をしっかりと聞き取ってください。

Q 3 通報者から、通報内容が虐待か判断してほしいと言われましたが、どのように答えればいいですか。

A 3 虐待の判断は、事実確認後のコアメンバー会議（又はケース会議）で行います。このため、通報等の受付の段階では、「虐待の判断は、事実確認後の管理職を含めたコアメンバー会議やケース会議で行うため、今の段階では判断ができません。」という回答になります。

Q 4 通報者等から、すでに同様の通報等が入っているか教えてほしいと言われた場合に、「入っている」や「入っていない」などの回答をしてよいのですか。

A 4 通報者の保護の観点等から、他の通報者等からの通報の有無は答えられません。このため、「同様の通報等が入っているかは答えられません。」という回答になります。

Q 5 通報者等から、虐待調査の結果を教えてくださいと言われましたが、教えることはできますか。

A 5 虐待調査の結果については、個人情報や法人情報（施設従事者等や使用者による虐待の場合）が含まれるため、お答えできません。

〈市民・施設従事者等用〉

Q 1 虐待を通報した後の流れはどうなりますか。

A 1 通報等を受けた後は、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、内容の共有、事実確認方法の決定、緊急性の判断を行います。また、通報等の内容によっては、コアメンバー会議よりも先に、被虐待者の状況の確認を行います。

Q 2 はっきりした証拠がなくても通報していいですか。

A 2 証拠がなくても大丈夫です。「虐待の可能性がある」と思った時点で通報していただいて構いません。

Q 3 通報した人の名前は相手に知られませんか。匿名でも相談できますか。

A 3 通報者の情報が相手に伝わることはありません。匿名での相談や通報もできますのでご安心ください。

Q 4 家族から虐待されているので通報したいのですが、通報したことを家族に知られたくありません。

A 4 ご本人の安全を最優先にしますので、相談内容をご家族に伝えたり、危険が高まるような対応は行いません。必要に応じて、ご本人だけと連絡を取るなど、安心できる方法を一緒に考えます。市にご相談ください。

Q 5 本人の安全のために身体を押さえたりするのも虐待ですか。

A 5 本人の生命や身体の安全を守るために、どうしても他に方法がなく、緊急的に短時間だけ身体を押さえることは「やむをえない身体拘束」とされ、直ちに虐待にあたるものではありません。これは、本人や周囲に重大な危険が迫っている場合に限り、必要最小限の範囲で一時的に行われるものです。

ただし、明確な理由がないまま行われたり、必要な範囲を超えて長時間続けられたり、記録や手続きが適切に行われていない場合には、正当な理由のない身体拘束として虐待に該当する可能性があります。

Q 6 家族（養護者）への支援にはどんなものがありますか。

A 6 家族（養護者）の方が安心して介護や支援を続けられるように、支援者や障害福祉サービス事業所と連携しながら、日常の困りごとや支援方法に関する相談に応じたり、介護の負担を軽くするためのサービスをご紹介したりするなど、状況に合わせたサポートを行います。

Q 7 施設で働く職員は、どんなことに気をつければいいのですか。

A 7 障がい者が安心して過ごせるようにするためには、職員同士が日頃から気軽に相談し合い、支援の中で気づいたことを共有して、共に支援の質を高めようとする雰囲気をつくっておくことが大切です。

そのためには、管理者が率先して話しやすい環境を整え、職員が一人で抱え込まないように見守りながら、支援の質を保つための仕組みづくりに取り組むことが求められます。

Q 8 虐待をした職員には罰則がありますか。

A 8 障害者虐待防止法そのものには、虐待をした職員を直接罰する規定はありませんが、暴力やわいせつ行為などの内容によっては刑法など他の法律で処罰されることがあります。また、事業所に対して行政処分が行われたり、職員が事業所の規程に基づいて懲戒処分を受けることもあります。

8 參考資料

養護者による障がい者虐待類型（例） ※国の手引きより引用

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。 など</p> <p>④ 正当な理由のない身体拘束。 【具体的な例】 ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。 など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</p>
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など</p>
心理的虐待	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p>

	<p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
放棄・放置	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。 など <p>③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する。</p>
経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かど</p>

	<p>うかを見極める必要がある。以下同様) なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 など
--	--

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待類型（例）※国の手引きより引用

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する (無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつす。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。

- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ等を無視する。
 - ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など
- ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為
- 【具体的な例】
- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
 - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
 - ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など
- ⑤ 交換条件の提示
- 【具体的な例】
- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。
- ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為
- 【具体的な例】
- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
 - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
 - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
 - ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。
- など
- ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動
- 【具体的な例】
- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
 - ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
 - ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

<p>放棄・放置</p>	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
--	--

使用者による障がい者虐待類型（例）※国の手引きより引用

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。 ・乱暴に車いすに移乗させる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。 ・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交。

	<ul style="list-style-type: none"> ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「できないなら辞めろ」「辞めてもらうことになる」「退職届持ってこい」などと言いつつ。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・「臭い」「汚い」などと言う。 ・「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う。 ・「障害者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う。 ・「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・体調が悪く休んだことに対し「ずる休みするな」などと言う。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・他の社員に個人情報等を言いふらす。 ・本人の意思に反して障害の内容を他の社員に伝える。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の社員にやらせる）。 ・本人の障害から明らかにできない仕事を押し付ける。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「いそがしい」と言って取り合わない。 ・どうせできないと決めつけて仕事を与えない。 ・本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える。 <p>など</p> <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人にとって危険な状況を改善しない。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。 ・障害に配慮しない環境を継続させ、放置する。 など <p>② 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など

	<p>③ 障害者の権利や尊厳を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 ・「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。 など <p>④ 他の労働者による虐待行為を放置すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社員がからかっている状況を放置する。 ・他の社員が悪口を言っているのに注意しない。 ・他の社員が無視をしている状況を放置する。 ・他の社員が性的な言動をしたことを放置する。 など <p>⑤ その他上記に準ずる行為を行うこと</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金を払わない。 ・決められた給料を払わない。 ・給料の支払いを遅らせる。 ・不明な金銭を給料から天引きする。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 など

相談・通報・届出受付票(養護者による障害者虐待)

相談年月日	令和 年 月 日 時 分～ 時	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または所属機関名	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 医療機関関係者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 施設・事業所の職員 <input type="checkbox"/> 虐待者自身 <input type="checkbox"/> 当該市町村行政職員 <input type="checkbox"/> 介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明(匿名を含む)	

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異				
	電話：	その他連絡先：	(続柄：)		
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
支援区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定				
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	相談支援事業所		
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 知的障害 () <input type="checkbox"/> 精神障害 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級：) <input type="checkbox"/> その他特記事項：				
経済状況	生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【養護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 親 () <input type="checkbox"/> きょうだい () <input type="checkbox"/> 子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	電話番号	職業
その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 養護者 <input type="checkbox"/> 障害福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> それ以外 () <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 (具体的内容を記載)
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名：) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容：) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()
--

相談・通報・届出受付票（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

受付等	受付日時	令和 年 月 日		時 分～ 時 分		
	来庁等	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他（ ）				
通報（届出）者に関する事項	対応者			所 属		
	通報（届出）者氏名				性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	
	事業所への通知の諾否	通報・届出の有無 <input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否		通報者氏名の通知 <input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否		本人氏名の通知 <input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 医療機関関係者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 当該施設・事業所（ <input type="checkbox"/> 設置者・管理者、 <input type="checkbox"/> サービス管理責任者、 <input type="checkbox"/> サービス提供責任者、 <input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者、 <input type="checkbox"/> その他の職員、 <input type="checkbox"/> 元職員） <input type="checkbox"/> 他の施設・事業所の職員 <input type="checkbox"/> 当該市町村行政職員 <input type="checkbox"/> 運営適正化委員会（社会福祉法第83条） <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 複数の通報者				
	住所又は所属機関名					
	電話番号等					
本人に関する事項	本人氏名			性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	生年月日	年齢
	障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害（発達障害を除く） <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	障害支援区分					
	心身の状況（行動障害、障害者手帳等）					
	家族状況					
	経済状況			生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	住所					
	電話番号等					
障害者福祉施設等に関する事項	事業所名					
	法人名			事業所番号		
	サービス種別			規模（定員等）		
	所在地					
	電話番号等					
	備考					

従事者に関する事項	従事者氏名		性別	生年月日	年齢
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明		
	職種（職名及び職務内容、有資格者は資格）				
	虐待の種別（疑い含む）	<input type="checkbox"/> 身体的虐待	<input type="checkbox"/> 性的虐待	<input type="checkbox"/> 心理的虐待	
		<input type="checkbox"/> 放棄・放置	<input type="checkbox"/> 経済的虐待	<input type="checkbox"/> その他	
虐待の内容・対応等	虐待の内容（疑い含む）及び発生要因				
	通報者及び本人の意向				
	区市町村が行った対応				
	虐待（疑い含む）が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容				

労働相談票（使用者による障害者虐待）

（受付台帳番号）

		（受付台帳番号）				処理欄
受付等	受付年月日	令和 年 月 日	来庁等	1. 来庁 2. 電話 3. 文書等 4. 発見等		来庁等
	障害者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ()	【都道府県記入欄】 ()	【労働局等記入欄】 ① 監督署等 ② 安定所等 ③ 雇用環境・均等部(室) ⑤ その他 ()		発見等 端緒
	1 通報 2 届出	3 通報 4 届出	5 相談 ・ 6 発見			
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名				性別	
					1. 男 2. 女 3. 不明	
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無 諾・否	通報者氏名の通知 諾・否	被虐待者氏名の通知 諾・否		
	被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 医療機関関係者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 施設・事業所の職員 <input type="checkbox"/> 就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 職場の同僚 <input type="checkbox"/> 当該事業所管理者 <input type="checkbox"/> 当該市町村行政職員 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明(匿名を含む)				関係
	住所					
電話番号	TEL - -	携帯TEL - -				
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名				性別	性別
					1. 男 2. 女 3. 不明	
	年齢区分	1. 17歳以下 2. 18～19歳 3. 20～24歳 4. 25～29歳 5. 30～34歳 6. 35～39歳 7. 40～44歳 8. 45～49歳 9. 50～54歳 10. 55～59歳 11. 60～64歳 12. 65歳以上 13. 不明				年齢
	障害の種類	1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害（発達障害を除く） 4. 発達障害 5. その他心身の機能の障害				種類
	雇用形態	1. 正社員 2. パート・アルバイト 3. 派遣労働者 4. 期間契約社員 5. その他() 6. 不明				形態
	障害程度区分	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし 8. 不明				程度区分
心身の状況						
住所						
電話番号	TEL - -	携帯TEL - -				
事業所に関する事項	事業所名	(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)				
	代表者職氏名					
	担当者職氏名					
	所在地					
	電話番号	TEL - -	FAX - -			
	事業所規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999人 8. 1000人以上 9. 不明				事業所
	企業規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999人 8. 1000人以上 9. 不明				企業
資本金	1. 5000万円以下 2. 5000万超1億円以下 3. 1億円超3億円以下 4. 3億円超 5. 不明				資本金	
業種	1. 農業、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業、郵便業 9. 卸売業、小売業 10. 金融業、保険業 11. 不動産業、物品賃貸業 12. 学術研究、専門・技術サービス業 13. 宿泊業、飲食サービス業 14. 生活関連サービス業、娯楽業 15. 教育、学習支援業 16. 医療、福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業（他に分類されないもの） 19. 公務 20. 分類不能の産業 21. 不明				業種	

使用者に関する事項	使用者名		性別 1.男 2.女 3.不明	生年月日	年齢	性別
	年齢区分	1. ~ 29歳 2. 30 ~ 39歳 3. 40 ~ 49歳 4. 50 ~ 59歳 5. 60歳以上 6. 不明				年齢
	被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他 () 5. 不明				関係
	虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等(身体的虐待) 42. 放置等(性的虐待) 43. 放置等(心理的虐待)				種別
虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因					
	市町村又は都道府県が行った対応					
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容					

業務改善計画 自己評価チェックリスト

※対応が終了した場合は「対応済」とし、その理由等を記入。

〈施設名〉

業務改善計画 (令和〇年〇月〇日)

改善状況報告 (令和〇年〇月〇日現在)

	改善を要する事項	対応状況	「対応済」とした場合、その理由や対応したことによる効果、成果
①			
②			
③			
④			

『小平市障がい者虐待防止マニュアル』

発 行：小平市

発行日：令和8年2月17日

更新日：令和8年2月17日（初版）

担 当：小平市 健康福祉部 障がい者支援課 サービス支援担当

住 所 小平市小川町2-1333（健康福祉事務センター内）

電 話 042-346-9542

FAX 042-346-9541

メール syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp